

# 大原今城

山崎馨

一  
万葉の歌人大原今城には、まだよくわからないところ、種々の問題があるやうに思はれる。本稿はこの人物についていささか考察を加へることを目的としてゐる。

## 大伴女郎の歌一首

雨障常する君はひさかたの昨夜の雨に懲りにけむかも

(巻四、五一九)

この歌の題詞には注があつて、「今城王の母ぞ、今城王、後に大原真人の氏を賜ふ」と見えてゐる。これが示してゐることは、

大伴女郎は今城王の母である。

今城王には後に大原真人といふ氏が授けられた。

といふ二点である。まづ大伴女郎については大伴郎女との異同が問題にならう。万葉集において大伴郎女と呼ばれてゐる人は、旅人の正室(巻八、一四七二左注)および旅人の異母妹坂上郎女(巻四、五二二、五二四題詞、五二五、五二八題詞、左注)である。この旅人の正室大伴郎女と大伴女郎とを同一人物とすれば、大伴女郎は高

貴の人に嫁して今城王を生み、のちに大伴旅人と再婚したことになる。しかし、このやうに推定すべき手がかりが見えない。また、坂上郎女と大伴女郎とを同一人物とすれば、坂上郎女は若くして天武天皇の皇子穗積に嫁してゐるので、穗積との間に今城王を生んだとも考へられる。もしこれが事実であるならば、のちに述べるやうな今城と家持との親密な関係も理解しやすい。しかし『東大寺奴婢帳』によれば、大原今城は天平二十年(七四八)において兵部少丞正七位下である。穗積皇子の子であれば、父穗積の没年が和銅八年(七一五)であるから、天平二十年における今城の年齢は三十五歳程度と見てよからう。さうすると、天武天皇の孫にあたる人としては、三十五歳ごろの官位が低すぎるのではあるまいか。たとえば、天武天皇の曾孫高安王は和銅六年に従五位下を授けられ、そのときの年齢を『和歌文学大辞典』は二十一歳かとするし、家持も天平十八年二十九歳で越中守に任ぜられたときは従五位下であつた。このやうに見れば、今城王を穗積皇子と坂上郎女との子であるとは考へにくく、坂上郎女が穗積皇子以外の高貴の人と再婚した跡も見えないので、今城王の母大伴女郎を坂上郎女と同一人物とすること

も困難である。

一方、大原今城は生没年、系譜などが未詳の人物である。続日本紀天平十一年（七三九）四月の条に「従四位上高安王等」に大原真人の姓を賜ふことが見え、その「高安王等」といふのは、万葉集において大原真人と呼ばれる高安、桜井、今城などを指すものと見られる。高安はもとの高安王、桜井はもとの桜井王である。この二人は皇胤紹運録によれば天武天皇の曾孫（長皇子の孫）にあたる兄弟であつて、高安王が兄、桜井王が弟であることになつてゐる。これは高安王を代表者として「高安王等」としるす続日本紀の表現に即したことであり、この二人に従五位下が授けられた年月を比較しても、続日本紀によれば高安王が和銅六年（七一一）正月、桜井王が和銅七年正月である。

高安がもとの高安王であることは確定的であり、桜井がもとの桜井王で高安の弟であることも確実視されるが、今城はどうか。正宗敦夫氏、森本治吉氏『萬葉集大辞典』は、前記の題詞注を疑問とし、平安時代における後補と考へてゐるが、こはむしろ土屋氏私注のやうに考へることが穏やかであらう。

（五二五）以下の作者としての大伴坂上郎女が、すぐ近くに並ぶので、それと別人であることを相互に注記したものと見える。今城王は大原真人となつたとあるが、天平二十年一條令解、申賣買奴婢立券事に兵部省少丞正七位下大原真人今城とあるのが其の人であらう。高安王等が大原真人の姓を賜はつたのは天平十一年四月である。今城王も其の時大原真人今城となつたものと考へられる。（私注二、二九九ページ）

そこで、次には今城と高安、桜井などとの関係について一言する。

高安が蔭位として二十一歳で従五位下を授けられたとすれば、それは和銅六年（七一一）のことであるから、天平十四年（七四二）に正四位下で他界したときに、高安は五十歳であつたことになる。今城は前述のやうに天平二十年（七四八）に正七位下であり、この叙位がこの年のことかどうかは不明であるが、その前々年、天平十八年に蔭位として授けられたとすれば、正七位下は正四位の父の嫡子に与へられる蔭位であるから、その年における今城の年齢は二十一歳であつたことになる。さうすると、その年に高安は五十四歳相当であつて、高安と今城とを親子と考へて不都合はなからう。

桜井については、和銅七年（七一一）に二十一歳、蔭位として従五位下を授けられたらしく、養老五年（七二二）に従五位上に昇り、さらに天平三年（七三一）には従四位下に進んだ。その後は天平十六年（七四四）に大藏卿従四位下で恭仁宮の留守官に任ぜられたことが知られるだけであり、存命中に従四位上を経て正四位下に昇つたのかどうかは不明である。従四位の父の嫡子に与へられる蔭位は従七位上であるし、天平十八年（七四六）に桜井が存命してゐたとしても、その位階が従四位下または従四位上であつたことは確実である。そこで、天平十八年に従四位の父桜井の子として、二十一歳の今城が蔭位従七位上を授けられたと考へることもできよう。その年、桜井は五十三歳に相当し、二年後に今城は正七位下に昇つたとになる。

かうして、今城を高安の子と考へることもできるし、桜井の子と考へることもできる。その今城が二十一歳で蔭位に浴したときを天平十八年と推定すれば、父が高安である場合は正七位下を授けられたのであり、父が桜井である場合は従七位上を授けられたはずであ

る。この推定はまづは妥当なところであり、動くとしても前後一年の間を出ないものと考へられる。今城の父として高安、桜井のいづれを想定すべきか、この問題については、のちに述べるやうに、万葉集巻八の一四四四の題詞注も重要であるが、それとは異なつた角度から項を改めて考へる。

## 二

初叙以来今城は順調に昇進し、九年後、三十歳と推定される天平勝宝七歳（七五五）には上総国大掾正六位上であつたことが、万葉集巻二十の四四三九左注、四四四〇題詞などによつて知られる。さらにその二年後の天平勝宝九歳には統日本紀に初めて名が見え、従五位下に昇叙されてゐる。今城が正六位上を授けられた年は不明であるが、それを万葉集に記載のあつた年、天平勝宝七歳であつたとし、藤位初叙の年を前項に推定したやうに天平十八年（七四六）とすれば、その九年の間に、初叙正七位下として五階、初叙従七位上として六階を昇つたことになる。これを指して順調な昇進と言つたのであるが、これを詳細に見れば、

天平十八年（七四六）正七位下か従七位上か  
  〃 十九年（七四七）          〃          〃  
  〃 二十年（七四八）          〃          〃

天平勝宝元歳（七四九）  
  〃 二歳（七五〇）  
  〃 三歳（七五一）  
  〃 四歳（七五二）  
  〃 五歳（八五三）

正七位上
従六位上
正六位下
従六位上
正六位下

〃 六歳（七五四）  
〃 七歳（七五五）

正六位上

右のやうに、天平勝宝元歳（天平二十一年、天平感宝元年）から六歳までの間に、四階を通過する速が見られる。この速さを天平二十年以前に及ぼして考へるならば、天平十八年から二十年まで正七位下に据ゑ置かれたとするよりも、天平十八年に従七位上に叙せられた者が、二十年に正七位下に昇つたとする方が適當ではあるまいか。すなはち、今城二十一歳に対する藤位の初叙が天平十八年であることを前提として、その後の位階の推移に注目するとき、今城の父を従四位桜井とし、今城がその藤位従七位上を受けたとすることが適當であらうと考へられるのである。

天平勝宝九歳五月に従五位下を授けられ、同年六月治部少輔に任ぜられた今城は、天平宝字七年には正月に左少弁にせられ、二月には新羅使金休信の違約を詰問し、四月には上野守に転じ、翌天平宝字八年正月には従五位上に叙せられた。然るに同年九月藤原仲麻呂（惠美押勝）の乱が生じ、それに連坐して除名されたらしい。今城が従五位上に復位したのは宝龜二年（七七二）閏三月のことであり、そこには不遇七年の空白がある。この七年間がどのやうな時期であつたかと言へば、それは称徳女帝の治世にあたり、道鏡が太政大臣、法王として権勢を誇つた時期であつた。すなはち、天平宝字八年（七六四）に藤原仲麻呂は道鏡を除かうとして失敗し、妻子と共に近江の湖畔に斬られてしまつた。孝謙上皇は道鏡を大臣禪師とし、淳仁天皇を淡路に流して、みづから重祚した。宝龜元年（七七〇）称徳女帝が他界するや、藤原永手、藤原百川らに擁立されて白壁王（光仁天皇）が即位し、道鏡を遠く下野国薬師寺に遷し、さき

に大隅国に流されてゐた和氣清麻呂を帰京させてゐる。このやうに  
今城における不遇の七年は、道鏡榮達（道鏡）の時期にほぼ一致するので、  
今城の失脚は仲麻呂の乱にかかはつたことにあると見るべく、ほか  
にそれとおほしき要因を見出すことができない。

もつとも、今城と共に復位の喜びに与つた人々としては、清原  
王、乙訓王、安倍朝臣息道、多治比真人木人などがあり、彼等にお  
ける不遇の時期は必ずしも今城と一致してゐない。たとへば、清原  
王ならびに乙訓王は称徳天皇の天平神護二年（七六六）十二月に無  
位から従五位下に叙せられ、神護景雲元年（七六七）三月には清原  
王は内礼正に、安倍朝臣息道は中務大輔に任ぜられてをり、不遇の  
時期が今城と一致するのは多治比木人のみである。このやうに見れ  
ば、今城が脚失した要因を仲麻呂の乱にかかはつたこと以外に求め  
る余地が残るかとも考へられる。

七年ぶりに従五位上に復し、再出発の官途に就いた今城は、天平  
十八年に二十一歳であつたとして、すでに四十六歳になつてゐた。  
その宝龜二年の七月、今城は兵部少輔に任ぜられ、さらに翌三年九  
月には駿河守に任ぜられた。続日本紀が伝へる今城の経歴はこま  
まであるが、そのほか万葉集によつて知られる経歴としては、前述  
の天平勝宝七歳上総国大掾正六位上のこと、また、天平勝宝八歳兵  
部大丞のこと（四四五九左注、四四七六左注、四四八〇左注）、天  
平勝宝九歳（八月十八日天平宝字と改元）兵部大丞のこと（四四八  
一題詞）などがある。

ここになほ疑問とすべきことは、万葉集巻四に見える左記の歌で  
ある。

高田女王、今城王に贈る歌六首

言清（言）くいたもな言ひそ一日だに君いし無くは痛（たが）きかも

（五三七）

他辞（たが）を繁（こ）み言痛（こ）み逢はざりき心あるごとな思ひわが背子

（五三八）

わが背子し遂（と）げむと言はば人言は繁（こ）くありとも出でて逢はまし  
を

（五三九）

わが背子に復（ま）は逢はじかと思へばか今朝の別れのすべなかりつ  
る

（五四〇）

現世（こ）には人言繁（こ）し来（こ）む生（こ）にも逢はむわが背子今ならずとも

（五四一）

常止（と）まず通（と）ひし君が使来（こ）ず今は逢はじとたゆたひぬらし

（五四二）

この六首は神龜元年冬十月における作の直前にあるので、やはり神  
龜元年（七二四）または養老末年ごろの作と考へるのが穏やかなの  
であらう。しかし、今城が天平十八年に二十一歳であつたと推定し  
てゐるのであるから、その出生は神龜三年（七二六）であることに  
なり、この題詞に見える今城王を大原今城と同一人物とすれば、高  
田女王の六首は今城の出生以前の作といふことになつて理に合はな  
い。また、六首の歌の内容から言へば、かうした恋の歌を贈る人も  
受取る人も、少年少女であつたとは考へられず、共に成人であつた  
と見るべきであらう。そこで両者の年齢を努めて若く見て神龜元年  
二十一歳とすれば、今城を高安または桜井の子とすることもできな  
くなり、高田女王を高安の子とする巻八の一四四四の題詞注にも抵  
触することになり、さらには、前述した今城の経歴に相当する年齢  
をすべて二十二歳も上に見なければならぬのである。これは極め

て無理なことであつて、この題詞に見える今城王と大原今城とが同一人物であることを前提とする限りは、高田女王の作六首を天平末年の作と考へることが穩当であるが、それらしい根拠は見出しがたいたのであらうか。

この六首の作者が高田女王ではなく、すなはち高安の子でないならば、直前の歌、巻四の五三六の作者門部王に同名異人が存在したことと同様に、今城王にも同名異人が存在したと考へて、のちに大原真人今城となつた今城王とは異なる今城王が、神龜元年か養老末年のころにある女から六首の恋の歌を贈られた、とすることができ。しかし、作者は高安の子、高田女王であり、その六首が神龜元年ごろの作であるといふことになると、神龜元年に三十二歳であつたと考へられる高安に、このやうな歌を詠む娘があつたことになつて、これは明らかに無理であると思ふ。今城王に同名異人があつたとは考へにくいのである。

そこで、やはり高田女王から六首の歌を贈られた今城王は大原今城であると考へるほかはあるまい。さうすれば、高安の子高田女王が従兄弟にあたる人に、叔父桜井の子今城に、六首の恋歌を贈つたことになり、ここまで述べてきた卑見に調和している。今城を高安の子とし、高田女王の異母兄とすべき蓋然性も皆無ではあるまいが、それを低いと考へていまは採らない。

ここに至つても依然として残る不安は、右の六首が巻四の排列において神龜元年の作の直前にあるにも拘らず、それを天平末年の作と見ることである。これにはさらに積極的な根拠がほしいところであるが、いまは一案として提示して、後考に俟つこととしたい。題詞が大原今城とせず今城王としてゐることから、天平十一年賜姓

以前の作とする見方もあらうが、それでは両者の年齢が作品の内容に調和せず、あるいは、後年の作ではあつても、高田女王といふ表記に合せて今城王としたのもあらうか。日本古典文学全集（小学館）本『萬葉集』一、三一九ページには、五三六歌左注、門部王が「出雲守に任せらるる時」に注して「この前後には年代順になつていない歌がかなりあると思われる」としてゐる。ただし、同書四、四二二ページには四四四〇歌に注して「大原真人今城は三十年以上も昔の神龜元（七二四）年ごろ、まだ今城王と呼ばれた時代にも女を嘆かせた男である」と言ふ。

はなはだ不透明な叙述に終始したが、これを以て今城の近親、経歴、年齢などについての考察を閉ぢる。なほ次項以後にもこれに関連して述べるものがあらうかと思はれる。

### 三

大原今城は万葉集に短歌八首を残し、一首が巻八に、七首が巻二一にある。巻八の一首は秋雑歌の部に見え、

大原真人今城の寧楽の故郷を傷み惜しむ歌一首

①秋されば春日の山の黄葉見る奈良の都の荒るらく惜しも

（一六〇四）

天平十五年八月の家持の作に接続してゐるので、これも同年秋季の作と考へてよからう。天平十二年秋から冬にかけて藤原広嗣の乱があり、聖武天皇は奈良京を廢して恭仁を新京としたが、その新京の命運は短く、天平十六年二月には都は難波に移されてしまつた。この歌はまさに恭仁京時代の歌であり、その最後の秋における作であつて、黄葉のなかに衰微する奈良の旧都を歎く趣である。さきに推定

したやうに、大原今城は天平十八年に二十一歳であるから、この歌は十八歳の作であることになり、ここに万葉歌人大原今城の登場を見ることができる。今城を高安の子とし、天平二十年に二十一歳、藤位正七位下の初叙を受けたとすれば、この歌は十六歳の作であることになり、不安を禁じがたい。すなはち、家持には十五、六歳当時の作もあるわけであるが、家持の歌才には遠く及ばない今城にして、この孤例を十六歳の作とすることに不安が残るのである。

十八歳で右の歌があつて、そののち今城には二十歳代の歌が残らず、巻二十に見える七首は天平勝宝七歳（七五五）五月から天平宝字二年（七五八）二月まで、すなはち、三十歳から三十三歳にわたる三年足らずの間に集中してゐる。

五月九日、兵部少輔大伴宿禰家持の宅に集飲する歌四首

②わが背子が屋戸の石竹花日並べて雨は降れども色も変らず

（四四四二）

右の一首は大原真人今城のなり

③わが背子が屋戸なる萩の花咲かむ秋の夕はわれを偲はせ

（四四四四）

右の一首は大原真人今城のなり

右の二首②③は、天平勝宝七歳五月に今城が上総国から朝集使として上京したとき、家持の宅における宴席で詠んだ歌である。このときは二人だけの親密な宴であつたらしく、今城に二首、家持に二首（四四四三、四四四五）がある。今城の②は梅雨に濡れる石竹花に寄せて、家持の健在を慶賀する挨拶の歌であり、③は家持宅の庭にもやがて秋が来て、萩の花が咲くことであらう、そのときは上総国にゐるわたしを思つてください、と言ふ。ここは上総に帰任する

今城のための送別の宴であつた。

二十三日、式部少丞大伴宿禰池主の宅に集ひて飲宴する歌二首

④初雪は千重に降りしけ恋しくの多かるわれは見つづ偲はむ

（四四七五）

⑤奥山の櫓が花の名のごとやしくしく君に恋ひわたりなむ

（四四七六）

右の二首は兵部大丞大原真人今城のなり

右の二首④⑤は、天平勝宝八歳十一月二十三日の宴における作である。この宴には家持の姿も見えてゐたかと思はれるが、同席した人の歌は伝はらない。これはこの宴の主権者池主に対する友愛を詠んだものと解されるが、あるいは「君」は同席した家持を指し、池主今城兩人の心情を示す作であるのかもしれない。歌としては凡作の域を出ることなく、ことに④は人麻呂歌集の歌（巻十、二二三四）に依りつつ「恋しく」の意も「恋しけく」の意に誤解したものではないか（澤瀉氏注釈）とされてゐる。

二月、式部大輔中臣清曆朝臣の宅に宴する歌十五首

⑥恨めしく君はもあるか屋戸の梅の散り過ぐるまで見しめずありける

（四四九六）

右の一首は治部少輔大原今城真人のなり

⑦磯の浦に常喚び来棲む鴛鴦の惜しき吾が身は君がまにまに

（四五〇五）

右の一首は治部少輔大原今城真人のなり

⑧高円の尾の上の宮は荒れぬとも立たしし君の御名忘れめや

（四五〇七）

右の一首は治部少輔大原今城真人のなり

今城には天平宝字元年の作は伝はらず、右の三首⑥⑦⑧は、天平宝字二年二月の宴における作である。天平勝宝九歳に今城は従五位下を授けられ、治部少輔に任ぜられる。ときに三十二歳であつた。

これが続日本紀における今城の登場であり、従五位下治部少輔として参列した天平宝字二年二月の宴を最後に、万葉集から退場する（名のみは同年七月の四五一五題詞にも見える）のである。⑥は清麿邸の庭に散りぎはの美しさを見せる梅を褒めた挨拶の歌であるが、ひとひねりした表現に見所があらうか。第一句の原文「宇良賣之久」は、形容詞「うらめし」の仮名書の例として巻五の七九四と共に貴重である。⑦は清麿邸の庭の池に棲む鴛鴦の動きと声とを描きながら、清麿に寄せる友情の深さを訴へた挨拶の歌で「器用に出てゐる」（武田氏全註釈）が、第五句を「君がまにまに」とすることには先例が多い。⑧は直前の家持の作に導かれながらも、聖武天皇を追慕する衷情が、高円宮の荒廃を背景として端正にまとめられている。第三句「荒れぬとも」の仮定法は、巻一の三一における「淀むとも」の同類で、確定的な事実を仮定的に述べる用法である。

右の⑥⑦⑧の左注は、作者今城を示すにあたり、大原真人今城とせず大原今城真人とする。このことは四四九二題詞（天平宝字元年十二月）、四五一五題詞（天平宝字二年七月）にも見え、天平勝宝、正六位上までは大原真人今城とし、天平宝字、従五位下からは大原今城真人としてゐることを明示してゐる。このやうな書分けは「氏、姓、名」の順にするす卑称法と「氏、名、姓」の順にするす敬称法との相違によることであり、詳しいことは徳田浄氏『萬葉集撰定時代の研究』（就中五七〜九一ページ）を参照されたい。

今城の作八首は、巻八に載る一首以外はすべて宴席における歌であつて、そこでは挨拶の歌を詠む必要もあり、席を同じくする人のその時その所における作風に影響されることが多かつたと考へられる。そこに類型的な傾向も現れ、十分な独自性を示すことがなかつたやうである。巻八の一首①にしても、あるいは家持を含む宴席における歌群から抜き取られた歌であるのかもしれない、もしさうならば、今城十八歳当時の習作として一段と理解しやすいやうに思はれる。

#### 四

次に、今城について注目すべきことは、伝誦歌が十首もあつて、自身の作八首といふ数を凌いでゐること、家持との親交、などである。今城が伝誦した歌十首はすべて巻二十に見える。これを通覧すると、昔年相替りし防人の歌一首

1 闇の夜の行く先知らず行くわれを何時来まさむと問ひし児らはも  
(四四三六)

2 先の太上天皇の御製の霍公鳥の歌一首日本根子高福日曆  
足姫の天皇なり  
霍公鳥なほも鳴かなむもとつ人かけつつもとな吾を哭し泣くも  
(四四三七)

3 碎妙観の、詔にことば応へて和へ奉る歌一首  
(四四三八)

4 冬の日にゆけひ靱負の御井に幸しし時に、内命婦石川朝臣の、詔に  
応へて雪を賦む歌一首詠を昌俊  
松が枝の地に著くまで降る雪を見ずてや妹が籠り居るらむ  
(四四三九)

時に水主内親王、寝膳安からず。日を累ねて参りたまはず。

因りて此の日を以ちて、太上天皇の、侍孀等に勅したまひしく、水主内親王に遣らむが爲に、雪を賦みて歌を作りて献れと宣り給へり。ここに諸命婦等歌を作り堪へず。しかるに此の石川命婦、独り此の歌を作りて奏しき。

右の件の四首は、上総國の大掾正六位上大原真人今城伝へ誦みて爾云へり。年月詳らかならず

天平勝宝八歳丙申二月の朔乙酉にして二十四日戊申の日、太上天皇と大后と、河内の離宮に幸行して、信を経て、壬子を以ちて難波の宮に伝幸しまたふ。三月七日に、沼内國伎人郷の馬國人が家に宴する歌三首

5 蘆刈りに堀江漕ぐなる楫の音は大宮人の皆聞くまでに

(四四五九)

右の一首は式部少丞大伴宿禰池主詠めり。即ち云はく、兵部大丞大原真人今城の、先日他所にして読みし歌なりといへり。智努女王の卒りし後に、円方女王の悲しび傷みて作る歌一首

6 夕霧に千鳥の鳴きし佐保路をは荒らしやしてむ見るよしを無み

(四四七二)

大原桜井真人の、佐保川の辺を行きし時に作る歌一首

7 佐保川に凍り渡れる薄水の薄き心をわが思はなくに

(四四七八)

藤原夫人の歌一首浄御原の宮に天の下知らしめしし天皇の夫人なり字を氷上大刀自といへり

8 朝夕に哭のみし泣げば焼大刀の利心も吾は思ひかねつも

(四四七九)

9 長きや天の御門をかけたれば哭のみし泣かゆ朝夕にして作者詳らかならず

(四四八〇)

右の件の四首を、伝へ読めるは兵部大丞大原今城なり。

三月四日に、兵部大丞大原真人今城の宅に宴する歌一首  
10 堀江越え遠き里まで送り来る君が心は忘らゆましじ

(四四八二)

右の一首は、播磨介藤原朝臣執弓の、任に赴き、別を悲しぶるなり。主人大原今城伝へ讀みて爾云へり。

この十首を伝誦した時期は、1と4が天平勝宝七歳(七五五)四月ごろかと考へられ、5が八歳三月、6と9が八歳末、10が九歳三月であつて、二年間に集中してゐることにならう。また、伝誦歌の作者について見ると、1は昔年防人であり、時をも人をも特定しがたいが、2は天平二十年(七四八)に六十九歳で崩じた元正天皇の作、3は薛妙観、4は内命婦石川で、いづれも天平九年に他界したらしく、7は大原桜井で今城の父と推定され、8は天武十一年に他界した前世紀の人氷上大刀自である。5・9は作者未詳。そこで、今城とほぼ同じ年代の人は6の円方女王と10の藤原執弓との二人だけになる。円方女王は長屋王の女で宝龜五年(七七四)に他界した人であり、藤原執弓は今城と共に天平勝宝九(天平宝字元)年五月に従五位下を授けられた人である。すなはち、今城は天平勝宝七歳から九歳にかけての一時期において、主として前世代の人の歌を伝誦することに関心が深かつた人物としての一面を見せるのであつた。

そこに含まれる昔年相替防人歌一首は、卷十四の防人歌五首、卷二十の昔年防人歌八首(四四二五・四四三二)などと共に、天平勝宝七歳二月の防人歌以外の防人歌として貴重である。また、大原桜井による佐保川の氷結を示す歌は、奈良時代初頭の氣候を研究する



際の一指標として、巻一の「藤原宮より寧楽宮に遷る時の歌」（七九）と共に、氣候学者からも注目されてゐる。山本武夫氏「記紀万葉の氣候」〔科学読売〕一九六五、三月）を参照されたい。この歌を桜井の若き日における相聞歌とする山本氏の見解に賛同する。

次に、大原今城の名は今城王、大原真人今城、大原今城真人などとして、万葉集の十六個所に見える。すでに掲げた十二例のほか左記の四例があり、

○上総国の朝集使大掾大原真人今城の、京に向ひし時に、郡司が妻女等の餞する歌二首（四四四〇、四四四一題詞）

○三月四日に、兵部大丞大原真人今城の宅に宴する歌一首（四四八一題詞）

○二十三日、治部少輔大原今城真人の宅に宴する歌一首（四四九二題詞）

○七月五日、治部少輔大原今城真人の宅に因幡守大伴宿禰家持に餞する宴の歌一首（四五一一五題詞）

これら十六例のうちで家持と同席してゐたことが明示されてゐる例十、家持と同席してゐたと推定される例二であつて、そこに今城と家持との親交を見ることが出来る。もし巻八に載る一首を家持が同席した宴の歌としてよければ、家持との親密な関係は、万葉集において今城が占める領域のほぼ全域にわたることにならうか。上総国の郡司の妻女等が今城に餞した二首にしても、

足柄の八重山越えていましなば誰をか君と見つつ偲はむ

（四四四〇）

立ちしなふ君が姿を忘れずは世の限りにや恋ひわたりなむ

（四四四一）

これを日本古典文学全集（小学館）本『萬葉集』にははれるやうに、朝集使となつて上京した今城が家持を訪ねて、任地での人氣のほどを自慢さうに語つたのを聞いて、家持が書きつけた歌であるとするれば、これもまた一種の伝誦歌であることになり、四四七五、四四七六の歌と共に、家持の同席が推定される例であることになる。今城の風貌はもとより明らかではないが、この二首には優雅端麗の男ぶりをしのばせるに足るものがあり、風流侍従と呼ばれた父桜井（『武智麻呂伝』、『寧楽遺文』所収）の資質は、今城にもまた顕著であつたと云へよう。時に天平勝宝七歳の四月か、今城は三十歳であつた。ここに見える「忘れずは」といふ語法は、古代語研究の世界に名高い難題であつて、いまもなほ議論が絶えない。鈴木義和君（神戸大学大学院博士課程学生、武庫川女子短期大学非常勤講師）によれば、いままでこの語法について浅野信、糸井善太郎、上野尚美、漆原直道、大岩正伸、小路一光、此島正年、佐藤宣男、鈴木一彦、津之地直一、西宮一民、橋本進吉、浜田 敦、藤沢一雄、北條忠雄、水野 清、宮田和一郎、宮地幸一、森本治吉、山口堯二、吉田金彦、吉永登、米山敬子、尾上圭介などの諸氏に発言があつた。また、最近の国語学会における研究発表として

鈴木義和君（昭和五十七年五月二十三日、早稲田大学）

桑田明氏（昭和五十八年五月二十二日、同志社大学）

などの発言があり、さらに本年十月十日の萬葉学会（岡山大学）においても米山敬子氏の研究発表がある。

大原今城については、すでに本誌第二十九号、『論集上代文学』第二冊などに先師五味智英の精考があり、本稿はその驥尾に附したにすぎない。（昭和五十八年盛夏）